

2019 年社会保障の拡充を求める要望書の回答

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1、 社会保障としての国民健康保険を住民本位に運営してください。

(1) 高すぎる保険税を引下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められないは実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】 保険年金課

今後、賦課方式や保険税率の見直しを行う際には、埼玉県国保運営方針を踏まえるとともに、応能応益割合につきましても、慎重に検討を行ってまいります。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】 保険年金課

子どもの均等割負担につきましても、今後の賦課方式や保険税率の見直しの中で、検討を行ってまいります。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】 保険年金課

一般会計からの繰入につきましては、毎年度当初予算の状況に応じ予算措置しております。

今後におきましても、埼玉県国保運営方針を踏まえ、国保財政の状況を勘案し、毎年度適切に判断してまいります。

(2) 国保税の減免(国保法 77 条)制度の拡充を行なってください。

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年のアンケート結果では滞納世帯数が全県で 19 万 7 千世帯に対して申請減免実施は約 5 千世帯の実施であり約 2.5% です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

① 保険税申請減免の基準を生保基準 1.5 倍に設定するなど、制度を拡充してください。

【回答】 保険年金課

減免制度に関しては、納税通知に同封するリーフレットや市ホームページにより周知を図っておるところです。

今後も減免制度の適正な運用に努めてまいります。

② 災害時の減免基準を拡充してください。

【回答】 保険年金課

災害時の減免基準につきましては、災害救助法の適用を受ける程度の災害を対象と

し、その都度基準を設けてまいります。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

経済的理由により病気であるにも関わらず診療をためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

- ① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。

【回答】 保険年金課

一部負担金の減免については、志木市国民健康保険に関する規則に基づき、対応してまいります。また、医療費が高額となる場合の限度額適用認定証及び高額療養費委任払い制度など窓口での支払金額を抑えられる制度については、随時ご案内しているところです。

- ② 申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】 保険年金課

申請減免制度の利用にあたっては、丁寧な対応に努めてまいります。

(4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

- ① 滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なってください。

【回答】 保険年金課

本市におきましては、多重債務などが原因で滞納となっている方に対しましては、平成 26 年度より、ファイナンシャルプランナーによる生活改善型納税相談を実施しており、広く周知に努めているところであります。

また、相談の内容に応じて、志木市生活相談センターなど関係部署との連携を図っているところであります。

- ② 滞納処分にあつては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。

【回答】 収納管理課

差押えについては、国税徴収法第 75 条から第 78 条の趣旨を踏まえ、適切に行っているところであります。また、市からの働きかけに応じていただけない方につきましては、生活の状況や滞納となっている状況を的確に把握するためにも、早い段階で相談機会を確保することが不可欠であると考えております。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2018 年のアンケートでは資格証明書が 1,000 世帯以上に発行され、保険証の窓口留置

は4,000世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害されることがあってはならないと考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。

【回答】 保険年金課

窓口交付や資格証明書の発行は、納付状況が芳しくない方に対し、やむを得ず行っているものです。

なお、本市では、休日納税相談やファイナンシャルプランナーによる生活改善型納付相談も実施しております。

② 窓口留置は行なわないでください。

【回答】 保険年金課

窓口交付としているのは、納付状況が芳しくない方に対し、滞納金額や納付の履歴、相談の実績などを総合的に判断したうえで、やむを得ず行っているものです。

なお、本市では、休日納税相談やファイナンシャルプランナーによる生活改善型納付相談も実施しております。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】 保険年金課

資格証明書の交付は最終手段であり、適用に当たっては事前に弁明の機会を設けるなど慎重に対応しており、市からの働きかけに対して、一向に応じていただけない方を対象に、やむを得ず交付しているところでもあります。また、交付後であっても、面談等に至った段階で被保険者証に切り替えております。

(6) 住民参加の国保運営を行なってください。

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことから住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみや現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

① 委員を公募制にしてください。

【回答】 保険年金課

現在、運営協議会の委員につきましては、広く市民から公募を募った「市民力人材バンク」の登録者を含めるなど、国民健康保険法施行令及び志木市国民健康保険税条例に基づき、委員の委嘱を行っているところであります。

② 公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。

【回答】 保険年金課

運営協議会の会議は、傍聴可能となっており、議事録も市ホームページにて公開しております。

(7) 保健予防事業を拡充してください。

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多

くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】 健康政策課

特定健康診査の健診料につきましては、健診結果による本人の健康維持や改善が、医療費の削減につながることから、およそ1割程度の自己負担をお願いしているところであります。

また、非課税世帯の方につきましては、自己負担分の全額補助を行うことで、負担軽減を図っているところでもあります。

② 実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。

【回答】 健康政策課

特定健診の受診率向上は、本市においても重要な課題でもあることから、集団健(検)診の実施回数の拡大に加え、働き世代のための土・日、祝日の健診の実施、さらには、子育て世代のための保育サービスや女性だけの健診日を設定するなど、健診に足を運んでもらう環境づくりを進めているところです。

また、人間ドックにつきましても、医師会にご協力いただきながら、実施期間の延長を行っているところです。

③ 住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。

【回答】 健康政策課

本市では現在、「みんなで進める健康長寿日本一のまちづくり」をスローガンとする「いろは健康21プラン(第4期)・志木市食育推進計画(第2期)・志木市歯と口腔の健康プラン(第2期)」に基づき、健康づくり事業を推進しております。

市民と共に健康づくり事業を推進するためには、保健師の専門的知識が必要不可欠であることから、保健師の採用を計画的に進めているところでありますが、まずは、庁内各課所の保健師の連携により、子どもから高齢者まで切れ目のない、市民の健康づくり・保健予防活動の推進を図ります。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】 健康政策課

市で実施している保健事業による個人情報につきましては、志木市個人情報保護条例に則り、市での管理及び保管はもちろんのこと、外部に委託する際にも、条例に基づく個人情報審議会に諮り、意見を仰ぎながら、適正な管理に努めております。

2、後期高齢者の受療権を保障してください。

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためらうことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

(1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。

【回答】 保険年金課

現在、資格証明書を発行している被保険者はいません。また、短期被保険者証の発

行につきましては、保険料軽減世帯に配慮し、納付相談の状況を踏まえて、埼玉県後期高齢者広域連合と連携し、有効期限4か月間の運用を行っております。

(2) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】 保険年金課、健康政策課

被保険者が日本国内の宿泊施設等を利用した場合に、1会計年度1回、2,000円を限度として助成金を交付しております。

また、歩いた歩数や運動プログラムへの参加などに応じて、ポイントが獲得でき、商品券と交換できる「いろは健康ポイント事業」を、平成27年度から実施しております。この事業では、市内の民間スポーツクラブの会員として当該クラブで運動した場合にもポイントを付与しております。また、特定健診や人間ドックの受診や市のがん検診の受診でもポイントを付与しております。

(3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】 保険年金課

健康診査につきましては本人負担を1,000円とし、国民健康保険の特定健康診査と同一の健診内容を、7月から翌3月まで受診できます。また、人間ドックについては、5,000円の本人負担で受診できる補助制度を実施しております。

健康診査・人間ドックが開始される7月に合わせ、対象者全員へ受診券を郵送し、制度の周知に努めております。歯科健診につきましては、前年度に75歳の被保険者へ埼玉県後期高齢者広域連合から健診の案内を通知しております。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1、地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。

(1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、その事業と内容、原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要なサービスは維持してください。

【回答】 長寿応援課

介護予防・日常生活支援総合事業費はほぼ予想どおりの推移をしています。また、従前から包括的支援事業費及び任意事業費については、地域支援事業の上限を超過した分について、一般会計からの繰入を行っております。

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってください。

地域支援事業・介護予防事業のA類型・B類型の担い手づくりが、それぞれどのようにおこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、今後の推移も教えてください。

【回答】 長寿応援課

サービスAの担い手養成としては、認定訪問介護員合同養成研修を3市(朝霞市、志木市、新座市)合同で実施し、訪問型サービスAの担い手を養成しております。研修につきましては、3～4日間15時間の研修を年3回実施し、最終日には、3市が指定しているサービスA事業者の紹介、就労相談等を行い、修了者に修了証明書と認定訪問介護員証をお渡ししています。令和元年6月現在までで8回の研修を行い、志木市では28名の養成研修修了者がおり、訪問型サービスAの事業所等で就労しております。

また、サービスBは住民主体の自主活動であるため、生活支援体制整備事業の中で、住民相互の助けあい活動の醸成がなされるよう、生活支援コーディネーターを市に1名(事業受託：志木市社会福祉協議会)と5つの地域包括支援センターにそれぞれ配置し、普及啓発と合わせて住民主体の活動支援を図っております。

2、 訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提供事業所の確保と運営への支援を行なってください。

- (1) 総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないようにしてください。
- (2) 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員(介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者)が、サービスを提供した場合は、従来額を保障してください。

【回答】 長寿応援課

当面、現行相当サービスは維持する考えです。

3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。

- (1) 高齢者の自立支援・重度化防止がいられていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化しないでください。

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。

【回答】 長寿応援課

本市におきましては、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを可能な限り継続できるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進しているところです。そのため、介護予防や自立支援・重度化防止においても、単に身体機能の向上のみならず、高齢者が望む生活を、自らの意思で選択できるよう支援することを重視しております。このため、多職種が連携した自立支援型地域ケア会議や、在宅医療・介護連携推進事業、認知症高齢者を地域で支える認知症総合支援事業、さらには、自助・互助活動を含めた地域での支え合いを醸成する生活支援体制整備等、高齢者を支える在宅支援施策を一体的に進めているところです。

- (2) 認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。

【回答】 長寿応援課

認知症の方への支援としては、認知症に対する正しい理解を図るため、症状と段階に応じて受けることができるサービスをまとめた認知症ガイドブック（ケアパス）の発行の他、認知症の方に加え、家族や専門職、地域住民が交流を深め、情報交換する集いの場である認知症カフェ、また、認知症の疑いのある方を早期に発見し、適切な医療につなげる認知症初期集中支援チーム事業、さらに認知症高齢者が迷った際の声掛け方法についての実践的訓練の認知症徘徊模擬訓練等、認知症を地域で支える多岐に渡る取組を実施しております。また、平成30年4月に、市に直営の中核機関と一部委託による「後見ネットワークセンター」を設置するとともに、地域の身近な地域包括支援センターと障がい者等相談支援事業所による一次相談機関としての重層的な機能により、成年後見制度に関する支援を先進的に取組んでいるところであります。

(3) 在宅生活を保障するための定期巡回 24 時間サービスの拡充をはかってください。

定期巡回 24 時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要なことを教えてください。

【回答】 長寿応援課

他市において同サービスを展開する事業所からは、特に夜間帯の人員確保に苦心しており、夜間の随時対応については、場合によってお断りをせざるを得ないケースもあると聞いております。

4、 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。

(1) 介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてください。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を図るよう要請して下さい。

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確保と定着に向けた独自の処遇改善施策を行なってください。また、2019年4月より「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施されます。法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をおこなってください。

【回答】 長寿応援課

介護を担う人材の確保は、基本的に国の責任で行うべきと考えております。また介護保険は公定価格による市場であるため、本来は加算や国の一般財源ではなく、介護報酬本体のベースアップにより対応すべき問題であると考えておりますが、利用者の負担増の問題や現在の介護人材不足への即効性という観点から、現状は国の一般財源による別枠対応が必要な状況であるとも認識しており、機を捉えて処遇改善については随時要望してまいります。また、労働法制の改正については、事業所向けに行う集団実地指導の機会を捉え、今回改正の要点説明を行うなど、理解促進のための取組をしております。

(2) 介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎重に対応してください。

【回答】 長寿応援課

介護職員の需給ギャップの増加に対し、何らかの対応をしていく必要があると認識しておりますが、外国人技能実習制度の活用については、日本人同様の処遇が確保されていることが前提であると考えております。

(3) 介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

【回答】 長寿応援課

国で作成したハラスメント防止マニュアルを各事業所へ送付し、周知を図っております。また、利用者や事業者、事業所職員などから相談があった際には、その内容に応じ、関係機関を案内するなどの対応を講じております。

5、 特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。

(1) 特別養護老人ホームなどを増設してください。

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

【回答】 長寿応援課

第8期計画期間中には、いわゆる団塊の世代の方が75歳を迎えられることも踏まえつつ、第8期計画策定の過程で、サービス供給体制の検討を総合的に行ってまいります。

(2) 低所得者でも入所できるよう国に要望してください。

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に要望してください。

【回答】 長寿応援課

低所得者への配慮を踏まえた既存の社会福祉法人軽減制度については、活用実績が低いことから、各施設を運営する社会福祉法人に対し、制度の周知及び制度への参加要件となる県への登録を働きかけてまいります。

(3) 要介護1・2の方で入所拒否が起らないよう、厚労省通知を徹底してください。

平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒

否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

【回答】 長寿応援課

通知の趣旨を踏まえ、事業所に周知を図ってまいります。

6、 新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。

(1) 2018年度の保険者機能強化推進交付金の金額と使途を教えてください。

【回答】 長寿応援課

2018年度の交付金額は898万6,000円となっております。また、国・県・市及び第2号保険料の法定負担分とは別に、介護保険特別会計に充当し活用するという、本交付金の趣旨から、本市におきましても、介護予防事業や包括的支援事業等、地域支援事業充実のための財源として活用しております。

(2) 2019年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と使途を教えてください。

【回答】 長寿応援課

2019年度につきましては、予算額として900万円を計上しました。また、使途につきましては、前年度同様、地域支援事業の充実に活用してまいります。

(3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。

【回答】 長寿応援課

要介護認定の変化に係る評価指標の配点が、保険者機能強化推進交付金における総配点に占める割合は低いものとなっております。本市におきましては、認定状況の変化のみを重視せず、適正な対応に努めてまいります。

7、 介護保険料を引き下げてください。

(1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

介護保険料改定のたびにほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰入などにより引き下げてください。

【回答】 長寿応援課

第7期保険料の設定にあたっては、実績をもとに3か年の介護保険サービス利用者数や総給付費の推計を行い算定しております。なお、基準額算定にあたっては、介護給付費準備基金については全額を取り崩し、上昇抑止のための財源としております。

(2) 低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。

統計不正問題で明らかなように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。

【回答】 長寿応援課

低所得者の負担軽減につきましては、境界層措置の考え方に準じた保険料減免基準を

設けております。

(3) 介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。

【回答】 長寿応援課

滞納されている方に対する納付相談は基本と考えており、納付できない事情などについて、早い段階でご相談いただくことが必要不可欠であると考えております。しかしながら、督促、催告に応じないなど、相談機会を設けられない方や、納付の不履行が続いている方については、納付している方との公平性を確保するため、財産調査の結果十分な財産等があると認められる場合、差押え等の滞納処分を法令に基づき適正に執行しているところであります。

(4) 第7期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。

第7期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこなっているか教えてください。

【回答】 長寿応援課

従来型の在宅サービスや居住系サービスについては、ほぼ計画値どおりの給付額となっておりますが、施設サービスについては、特養の利用者数が減少するなど、計画策定時には想定が困難であった動きを見せており、前年度実績は計画値を下回っている現状です。また、一昨年度の終わりに開設した看護小規模多機能型居宅介護についても、利用が浸透しきれておらず、現状計画値を下回っている状況です。第7期計画は今年度2年目を迎えたところで、引き続き今後の動向を見極めていく必要があります。

8、 利用料の減免制度の拡充を行ってください。

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな対応のできる減免制度としてください。

【回答】 長寿応援課

所得状況を理由にサービスの利用を控えることがないよう、現在も一般会計による非課税世帯に対する利用料補助制度を行っているところです。

9、 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。虐待防止として有効な方策を教えてください。

【回答】 長寿応援課

平成30年度における本市及び地域包括支援センターが対応した高齢者虐待相談は、養護者による虐待及び施設虐待を合わせ88件となっております。本市におきましては、

高齢者の生命・身体及び財産を守ることを最優先に、市と地域包括支援センターのみならず、介護事業所や医療関係者、民生委員や地域住民、さらに警察署等の関係機関との密な連携と役割分担により組織的対応を行っております。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップアップが必要です。

(1) 進捗状況を教えてください。

【回答】 福祉課

地域生活支援拠点整備については、令和2年度までの第5期障がい福祉計画において検討事項となっており、今年度は地域に必要な社会資源等の調査を行ってまいります。

(2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。

【回答】 福祉課

必要な社会資源については、民間の力をお借りすることとなりますが、整備に必要な予算は確保してまいります。

(3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。

【回答】 福祉課

短期入所施設等、近隣を含めた地域の事業者に拠点として協力いただけるよう働きかけてまいります。

(4) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】 福祉課

整備が必要な社会資源について、当事者のご意見を踏まえて検討してまいります。

<参考>

障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて（国の方針）

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応・専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に推進する。

平成29年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

- ① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】
 - GH 併設型
 - 単独型
- ② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】
- ③ 障害者支援施設の活用 等

2、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。

【回答】 福祉課

グループホームの整備にあたりましては、利用希望を把握して進めております。

- (2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。

【回答】 福祉課

第5期障がい福祉計画において必要な見込量を設定しており、計画的に整備してまいります。

- (3) 点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】 福祉課

相談を受けた際に、世帯の状況により関係課との連携を図っております。

3、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】 福祉課

重度心身障害者医療費助成制度におきましては、応能負担により対象者を真に経済的な給付を必要とする低所得者に限定し、負担の公平性を図る必要があることなどから、平成31年1月より、所得制限を設け、この制度を安定的かつ継続的に実施していくため、一定の所得がある方は、制度の対象外とさせていただいたところであります。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】 福祉課

現物給付の広域化現物給付については、21,000円未満の通院診療分は、朝霞地区4

市で対応しております。

さらに、本市におきましては、富士見市、ふじみ野市、三芳町の医療機関におきましても、現物給付の対象区域となっております（後期高齢者医療加入者は除く。）。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。

【回答】 福祉課

精神障がい者については、県の制度に基づき1級だけを対象としておりますが、75歳となり、年齢到達で後期高齢者医療制度に加入した後は、2級まで対象となりますことから、長期的にみますと、サポート体制が整っているものと考えております。

4、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。

【回答】 福祉課

本市は実施しております。

- (2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】 福祉課

生活サポート事業は法定のヘルパー派遣制度を補完する趣旨の県補助事業であります。県補助金にも上限が設定されていることから、利用時間の拡大は全て市単独事業となることから、利用時間の拡大は困難と考えます。

- (3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】 福祉課

制度を縮小することなく、障がい者に利用していただきたいと考えておりますので、市単独で利用軽減を講じることは困難と考えます。

- (4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】 福祉課

機会を捉えて、要望してまいります。

5、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】 福祉課

所得制限や年齢制限は行っておりません。

- (2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】 福祉課

近隣市と協議してまいります。

6、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 災害時要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。

【回答】 福祉課

防災担当課と協議してまいります。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】 福祉課

防災担当課と協議してまいります。

- (3) 避難所以外でも、避難生活している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】 福祉課

防災担当課と協議してまいります。

- (4) 災害時、民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】 福祉課

避難行動要支援者名簿は、ボランティアセンターとなっている市社会福祉協議会には提供されており、災害時等には活用されることとなっております。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1、 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】 子ども家庭課

平成31年4月1日現在の待機児童数は、47名です。

- ② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受

け入れ児童総数を教えてください。

【回答】 子ども家庭課

令和元年度については、既存の保育園のうち2園で受け入れ児童の増員を行いました。加えて、待機児童の解消のために計画的に保育園の整備を図っており、今年度も4月に民間の認可保育園等3園が開園し、平成31年4月1日現在の保育定員は1,558人となっております。

なお、年齢別の内訳としては、0歳164人、1歳295人、2歳328人、3歳257人、4歳256人、5歳258人となっております。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】 子ども家庭課

今年度は、平成31年4月に民間の認可保育園等3園が開園し、平成31年4月1日現在の保育定員は1,558人となっております。この結果、平成30年4月1日現在75人であった待機児童数も平成31年4月1日現在47人と大きく減少しております。今後も待機児童の解消に向けて、引き続き計画的に保育施設の整備を進めてまいります。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】 子ども家庭課

今後も待機児童の解消に向け、国や県の補助金等を活用するとともに、必要に応じて補助事業の拡充について要望をしながら、計画的に保育施設の整備を進めてまいります。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】 子ども家庭課

今後も引き続き、国や県の補助金等を活用しながら、認可保育施設の整備に努めてまいります。

2、 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】 子ども家庭課

本市では、平成28年度より公立保育園の臨時保育士の処遇改善として基本賃金を引き上げております。

加えて、平成30年度からは民間保育園の保育士に対し、市独自の事業として経験年数に応じた加算分も含め、最大1名あたり年額14万円の賃金加算を行うことで、

新たな保育士の確保とともに離職の防止に努めております。

3、 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材費（副食費）が保育料から切り離され実費徴収化されます。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】 子ども家庭課

国の定める幼児教育・保育の無償化制度においては、幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する3歳から5歳までのすべての子どもの利用料と0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの利用料が無償化されることになっております。

また、副食費については、これまで免除されてきた生活保護世帯やひとり親世帯等に加え、年収360万円未満相の子どもと所得階層にかかわらず第3子以降の子どもも免除されることになっています。

4、 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならず、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】 子ども家庭課

市では、毎年、市内全保育園に対し、集団指導・講習会を行うとともに、定期的実施指導等を行い、保育の安全性の確保に努めております。

また、公立保育園が企画する研修事業については、民間保育園の保育士の参加も募るなど、官民の連携を図りながら、保育の質の向上にも努めております。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないよう必要な支援を行なってください。

【回答】 子ども家庭課

本市では、出産後、育児休業を取得する場合で、上の子どもの保育の継続を希望する場合は、新生児が1歳に達する日（誕生日の前日）の属する月末まで保育の継続を可能としております。加えて、新生児が保育園入園の申請をしているにも関わらず入園できないことにより、育児休業を延長した場合は、新生児が2歳に達する日の属する月末まで保育の継続延長を可能としています。

【学童】

5、 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位 40 人以下」「児童 1 人当たり 1.65 m²以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】 子ども家庭課

学童保育については、学校の余裕教室などをお借りしながら、40 人までを 1 単位として運営しているところです。引き続き、学童保育を必要とする児童が入所できるよう、努めてまいります。

6、 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で 37 市町（63 市町村中 59%）、「キャリアアップ事業」で 23 市町（同 37%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】 子ども家庭課

学童保育指導員の処遇改善事業等に関しましては、それぞれ補助基準が示されていることから、運用上の該当範囲について、事業を実施し、処遇改善に努めているところです。

7、 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。

【回答】 子ども家庭課

国が定める基準においては、指導員の配置は、指導の単位ごとに 2 人以上の支援員を配置することとされていますが、本市においては、3 人以上の配置としており、より安全な保育とともに、支援員の負担軽減を図っているところです。今後におきましても、現場における保育の安全を第一に捉え、適正な支援体制を堅持してまいります。

【子ども医療費助成】

8、 子ども医療費助成制度の対象を「18 歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えます。また、埼玉県も制度を拡充し、当面は中学 3 年まで助成すべきであると考えています。

- (1) 子ども医療費の無料化を「18 歳年度末」まで拡充している場合は、引き続き継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

【回答】 子ども家庭課

本市では、従来、入院・通院とも 15 歳到達の年度末まで子ども医療費の助成対象としておりましたが、平成 30 年度より入院に係る費用について、18 歳到達の年度末

までとする拡充を図っております。

(2) 国や県への要請を行なってください。

【回答】 子ども家庭課

子ども医療費の助成制度のあり方に関しましては、機会を捉え適宜要望してまいります。

5. 住民の最低生活を保障するために

1、生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。

(1) 「しおり」には、①憲法第 25 条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則 14 日以内、長くとも 30 日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など具体例で明示すること、などを明記してください。

【回答】 福祉課

生活保護の「しおり」には、「健康で文化的な最低限度の生活」の保障や、生活保護受給後の権利など必要な事項について、適切に明記しております。

(2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

【回答】 福祉課

生活困窮者から生活相談センターへの相談によって、生活保護も含めた施策や制度利用ができるように適切に対応しております。また、生活相談センターの能力向上が図られるように配慮しております。

2、生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われることのない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。

【回答】 福祉課

生活保護の申請を希望する方に対し申請書を交付するなど申請権を侵害しないよう適切に対応しております。なお、調査等については、申請受理後に行っております。

3、 保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやすい書式にしてください。

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のみ印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019年10月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくすために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい書式に変えてください。

【回答】 福祉課

「生活保護決定・変更通知書」の書式の変更は、システム改修が必要であり、費用面から改修を行う予定はございません。しかしながら、担当ケースワーカーが、個々の状態に応じた説明を丁寧に行うことで、ご理解をいただいております。

4、 ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われなことが往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと考えています。このような事から、ケースワーカーの増員を行なってください。

【回答】 福祉課

現時点において、生活保護のケースワーカーは国が示す標準数に達しております。また、ケースワーカーの能力向上のため、随時研修を図っております。

5、 埼玉県の法外援護である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れがないようにしてください。

法外援護の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

【回答】 福祉課

埼玉県の法外援護である修学旅行準備金については、対象生徒の保護者に対して担当ケースワーカーが確実に説明しており、参加者全員が受給しております。なお、制服買替費用については、令和元年度から支給対象ではなくなった旨の連絡を受けています。

6、 自宅にエアコン等のない65歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度4以上の方のいる世帯、就学前の子どものいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。

近年地球温暖化によるともいわれる酷暑が列島を覆い、昨年7月には熊谷市で41・1

度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送された人は全国で 54,220 人、埼玉県内は 3,316 人と全国 4 番目の多さですが、死亡した人は 12 人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。

【回答】 福祉課

国及び県の制度等に従い、適切に対応してまいります。

7、 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

【回答】 福祉課

生活困窮者自立支援法に基づく相談事業等について、各部署も十分認識しており、生活困窮者から生活相談センターへの相談に確実に繋いでおり、福祉施策の一つである生活保護が必要な方へは、確実に案内しております。